

和歌山海区漁場計画（新規追加分）の素案に関する意見募集について

現在、和歌山海区で免許している区画漁業権において新たに4区画の漁業権を追加して免許することを検討しております。漁業権の免許にあたっては、利害関係人等からの意見を聞いて海区漁場計画を定める必要があります。

つきましては、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第1項に基づき、和歌山海区漁場計画の素案に関して当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人からの意見を募集します。

記

1 意見の募集期間

令和7年8月8日（金）から令和7年9月8日（月）まで

※郵送の場合は締切日必着

2 資料の閲覧方法

（1）和歌山県資源管理課ホームページ

（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/071500/shigen.html>）

（2）閲覧資料の備え付け場所

・和歌山県農林水産部水産局資源管理課（県庁東別館4階）

・沿海各振興局農林水産振興部農業水産振興課

※閲覧時間：午前9時から午後5時45分（土、日、祝日を除く）

3 意見の提出方法

件名に「和歌山海区漁場計画の素案に関する意見」と明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。

（1）郵 送 〒640-8585（住所記載不要） 県庁資源管理課あて

（2）F A X 073-432-4124

（3）メール e0715001@pref.wakayama.lg.jp

4 意見の提出に係る留意事項

（1）様式は自由ですが、以下の内容を記載し、書面にて提出してください。

①住所 ②氏名 ③電話番号 ④利害関係の疎明 ⑤該当箇所 ⑥意見

※別紙様式例を御参照ください。

（2）意見は簡潔かつ明瞭に、日本語で記入してください。

（3）口頭及び電話での意見は、受付をしませんので、御了承ください。

5 提出いただいた意見の取扱い

（1）意見に対する個別の回答はしませんので、御了承ください。

（2）類似する意見を取りまとめ、県の考え方とともに和歌山県資源管理課ホームページで公表します。（住所、氏名及び電話番号は公表しません。）

（3）利害関係人であることの疎明がない場合や利害関係人ではないと判断される場合には、意見に対して回答をしないことがあります。また、単に賛否を示した意見や趣旨が不明瞭なもの、本計画の素案に関係のない意見等については、県の考え方を示すことはしません。

（4）提出いただいた書類は返却しません。

（5）御記入いただいた個人情報、今回の意見募集以外には使用しません。

6 お問い合わせ先

和歌山県農林水産部水産局資源管理課 漁業調整班

TEL:073-441-3010（直通） FAX:073-432-4124